

高島市長 今城 克啓（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、次の条項により市有財産（土地）の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲および乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金は第13条に定める損害賠償額の予定またはその一部としない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、第6条第3項または第9条の規定により本契約を解除した場合にあっては、第1項に定める契約保証金を乙に返還するものとする。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

2 前条第1項に定める契約保証金は、乙の申し出により売買代金の一部に充当することができる。

（融資利用）

第6条 乙は、この契約を履行するために金融機関の融資を利用する場合にあっては、契約締結後速やかにその申込手続きを行うとともに、甲に融資申込先、融資承認予定日および融資金額を書面により申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の規定による融資利用の申し出を受理した場合には、融資未承認の場合の契約解除期限を設定し、乙に伝えるものとする。
- 3 前項の契約解除期限において、融資の全部または一部について承認が得られないとき、または金融機関の審査中である場合には、本契約は自動的に解除となる。
- 4 乙が、第1項の申込手続きを故意に遅らせ、または虚偽により融資の全部または一部について承認が得られなかった場合には、前項の規定は適用しない。

(所有権の移転およびその時期)

第7条 売買物件の所有権は、売買代金が完納され、かつ、令和8年4月1日以降において、甲から乙に移転するものとする。

- 2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転した時に、乙に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第8条 所有権の移転登記は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

- 2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲または乙のいずれの責めに帰することのできない事由により、売買物件にき損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。ただし、売買物件が滅失したとき、または毀損等により修復が著しく困難なとき、乙は、甲の承認を得てこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に種類または品質に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙（自社の役員など実質的に営業に關与している者を含む。）が暴力団もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）または次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1)暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - (2)自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - (3)暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (4)暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5)暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (6)暴力団等または前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて売買物件の譲渡を受けようとする者
- 3 乙は、甲に対して、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その補償を請求することができないものとする。

(代金の返還)

第12条 甲は、第9条、前条第1項または第2項に定める解除権を行使したときは、乙が既に支払った売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第15条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものである事を確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第17条 この契約に定めのない事項またはこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住所 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地
高島市
氏名 高島市長 今城 克啓

乙 住所

氏名

物件の表示

所 在	地 番	地 目	面積（㎡）
高島市新旭町旭字村東	8 1 1 番 1	宅地	3,461.14
計			3,461.14